

## 松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要領

### （通則）

第1条 松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### （定義）

第2条 本補助金に係る事務において、「申請日」とは交付申請書類の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他要綱及び本要領に定められた形式上の要件に適合し、当該書類が環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室に到達した日とする

### （補助対象経費）

第3条 要綱別表4に定める設備の使用の方法及び運用の方法等とは、照明の使用時間を短くすること、空調機器の設定温度を変更すること及び昇降機を一台停止すること等の直接設備の改修等を伴わないものをいう。

### （交付申請受付）

第4条 交付申請は、要綱第6条に定める期日まで受け付けることとするが、次の各号に該当する場合には、これを受け付けることができない。

- (1) 要綱第6条に掲げる交付申請書兼請求書の記載漏れ、別表6及び別表7に掲げる書類に不備がある場合
- (2) 補助金が予算額に達し、交付できないと見込まれる場合

### （交付申請の方法）

第5条 要綱第6条に掲げる交付申請書類の申請方法は、環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室への持込、郵送、電子申請によるものとし、支所等での受付は行わないものとする。

(必要書類)

第6条 要綱別表6に掲げる書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 別表6(5)に掲げる書類は、市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに同意することで省略することができる。

(2) 別表6(6)に掲げる書類は、次のとおりとする。

ア 省エネルギー診断の受診及び省エネルギー診断に基づく設備改修等にあつては、当該事業所等に係る省エネルギー診断書

イ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築・改修等にあつては、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月11日国土交通省告示第489号）に規定される第三者認証であるBELS評価書

ウ 電動バイク等の導入、電気自動車の導入及び燃料電池自動車の導入にあつては、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることがわかる書類

エ 急速充電設備の導入及び普通充電設備の導入にあつては、一般社団法人次世代自動車振興センターが充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機器として指定したことがわかる書類

(3) 別表6(7)に掲げる書類において、次に掲げる事項が確認できない場合は、その事実が確認できる書類を併せて提出するものとする。

ア 補助事業に係る費用の明細

イ 補助事業に係る工事完了日

(4) 別表6(9)に掲げる書類は、契約書に記載された当該補助事業に係る契約名称等が但し書きに記載されている領収書等とする。ただし、但

し書きに当該記載が確認できない場合は、契約請負事業者が作成した契約の請負代金を領収したことを証明する書類をもって代えることができるものとする。

2 要綱別表 7 に掲げる書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業により導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写しは、当該導入設備の形状及び規格が確認できるカタログ等の写しとする。
- (2) 補助事業により導入した設備等の場所がわかる図面は、屋外に設備等を設置している場合は事業所等の形と入口、方角、敷地における設備等の設置位置を明示し、屋内に設備等を設置している場合は設備等を設置した事業所等の階層の図面を作成することとし、方角、階数、入口、部屋の名称（会議室、応接室、給湯室等）等を明示し、屋内における設備等の設置位置がわかるよう作成することとする。
- (3) 補助事業の工事実施状況等を確認できる写真は、当該設備設置等に関する工事の着工前及び完了後の写真とする。ただし、電動バイク等の導入、電気自動車の導入及び燃料電池自動車の導入にあっては、保管場所において補助対象車両の全体とナンバープレートを含めて撮影した写真とする。
- (4) 導入設備等が未使用品であることを確認できる書類の写しは、当該導入設備等を製造したメーカーが発行した保証書、出荷証明書又は出荷日等が記載された納品書等の写しとする。
- (5) 再生可能エネルギーを導入していることを証する書類は、再生可能エネルギー発電設備で発電した電気の売電明細の写し、接続契約のご案内の写し又は保証書等の写しとする。ただし、全量自家消費等により売電を行わない場合は提出不要とする。

（交付請求）

第 7 条 要綱第 6 条に掲げる交付申請書兼請求書に記載する口座名義は、

申請者（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者）のものとする。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、改正後の第9条第3項第2号の規定は、令和5年1月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。